

今後の化学物質対策の在り方について（骨子案）

I. 検討の背景

- ・平成 21 年（2009 年）改正法附則第 6 条において「政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、同法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」と定められているとおり、その施行状況及び必要な措置について検討することが求められている。
- ・そこで、化審法を所管する厚生労働省、経済産業省、環境省は平成 23 年 4 月の改正化審法の全面施行から 5 年を経過する前に予備的に施行状況の点検及びその結果を踏まえた課題を整理する化審法施行状況検討会を、平成 27 年度に設置した。
- ・同検討会の報告書（「化審法 施行状況検討会報告書」（平成 28 年 3 月））で課題に挙げられた事項のうち、法改正を伴う政策的な事項であり、緊急性の高い項目である、少量新規化学物質確認制度・低生産量新規化学物質確認制度における国単位の製造輸入数量の上限見直し、及び毒性が非常に強い新規化学物質の管理について、産業構造審議会製造産業分科会化学物質政策小委員会制度構築WG及び中央環境審議会環境保健部会化学物質対策小委員会で検討を行うこととした。

II. 少量新規化学物質確認制度・低生産量新規化学物質確認制度の見直し

＜資料 2 及び審議結果に基づき整理＞

1. 現行の制度の課題

- ・現行の化学物質の審査特例制度において、全国数量上限に基づく国による数量調整が発生し、事業者が当初予定していた数量を確保できなければ、ビジネス機会が消滅し、イノベーションを阻害してしまうおそれ。

2. 少量及び低生産量新規化学物質確認制度の合理化案

- ・全国数量上限について、現在の「製造・輸入数量」を人健康や生態系への安全性の確保を前提に、これまでと同様に環境への負荷が増えることがないように、全国数量上限を「用途情報」も加味した「環境排出量」に変更し、予見可能性を高めることに貢献。変更にあたっては、用途別の排出係数を活用してはどうか。

III. 毒性が非常に強い新規化学物質の管理

＜資料 3 及び審議結果に基づき整理＞

1. 現行の制度の課題

- ・現行の新規化学物質の事前審査において、毒性が非常に強い新規化学物質が散見されているが、環境排出量が非常に小さい場合には、優先評価化学物質には相当せず、現

行の化審法では措置することができない。

2. 毒性が非常に強い新規化学物質に関する具体的な措置

- ・新規化学物質の審査の結果、毒性が特に強いためにその取扱いに特に注意を促す必要がある化学物質について、事業者による情報伝達の努力義務、事業者に対する国による取扱い方法についての指導、助言等の権限を創設する。

IV. その他関連事項

＜化審法の枠組みにおける WSSD2020 年目標達成の具体的なイメージについて、資料 4 に基づき整理＞

- ・平成 28 年度第 6 回薬事・食品衛生審議会薬事分科会化学物質安全対策部会化学物質調査会、平成 28 年度化学物質審議会第 2 回安全対策部会評価手法検討小委員会、第 168 回中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会の合同会合（平成 28 年 10 月 28 日開催）において、化審法における WSSD2020 年目標達成の具体的なイメージとその具体的な方策について定められた。